

令和6年度 鷺の杜小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止等対策委員会

1 基本理念（いじめ防止対策推進法 第一章 総則 第三条より）

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。中野区立鷺の杜小学校は、基本理念の下、かけがえのない存在である児童一人ひとりが、元気で明るく学び健やかに成長していくことができるよう、いじめをなくすための対策に強い決意で取り組んでいくこととする。

2 いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント（いじめ総合対策【第2次】東京教育委員会 H29.2 発行より）

- ・ポイント1 軽微ないじめも見逃さない《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》
- ・ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む《委員会を核とした組織的対応》
- ・ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子どもを守り通す《学校教育相談体制の充実》
- ・ポイント4 子どもたち自身が、いじめについて考え行動できるようにする
《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》
- ・ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る《保護者との信頼関係に基づく対応》
- ・ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する《地域、関係機関との連携》

3 いじめ防止等のための組織

- (1) 組織の名称 いじめ防止等対策委員会（いじめ防止対策推進法第二十二条に基づき設置）
- (2) 組織の構成 校長・副校長・いじめ担当窓口・生活指導主任・主幹教諭・主任教諭・教育相談担当養護教諭・スクールカウンセラー
- (3) 組織の役割 いじめ問題の未然防止と早期発見及び問題行動等の解決にあたる
 - ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果分析
 - ・いじめに関する情報の収集及び共有
 - ・いじめ事案の確認及び対策案を練る
 - ・該当児童への指導、該当保護者への対応
 - ・学級への指導体制の強化、支援
 - ・外部組織への協力要請及び通報

4 「いじめの防止」等の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止・・・未然防止に重点を置き、取り組む

①児童が安心して生活できる学級・学校づくり

- ・魅力ある授業の実現
すべての児童が参加・活躍でき、わかる授業づくりの工夫を進めるとともに、教員全員が授業を公開しあい、相互の授業や子どもたちの様子を参観し合う機会を設ける。
- ・豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる指導の充実
 - * 道徳・特別活動を通して規範意識や集団のあり方及び人権に関する教育を学校生活全般において行う。また、チャイムが鳴ったら着席する習慣や授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導の徹底等、全教職員が共通の認識をもち、学校一丸となって規範意識を育てる。
 - * 「あいさつ・あんぜん・言葉づかい」を中心とした生活指導を実施し、特に、友だちを大切にするという心を育てる。
- ・「SOSの出し方に関する教育」の実施
児童が悩みを抱えた時に助けが求められる術が身に付くように、夏休み前に5年生に指導する。長期休業前の生活指導時に、困った時は大人や相談機関に相談することを伝える。

- ・自己肯定感や自尊感情を高める指導の実施
他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し自己肯定感を育む。
また、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設け自己肯定感を高める。
- ・児童と教職員の信頼関係の構築
日頃から、児童に声を掛けるなど関係づくりに努めるとともに、児童の不安や悩みに対して、スクールカウンセラーを含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。
教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。

②教職員の意識向上と組織的対応の徹底

- ・「いじめ防止等対策委員会」の役割の明確化
問題を抱えた児童の対応に積極的に働きかけ、教員が一人で抱え込まないような体制作り
- ・いじめに関する校内研修会を実施
いじめ防止等対策委員や区や都の研修会に参加した教員が講師となり、研修を実施する。
- ・「いじめの定義」の共通理解
行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義を年度当初に共通理解し、一人ひとりの教職員の鋭敏な感覚により、どんな小さなトラブルも「いじめではないか？」という観点で児童を見守り、いじめをも見逃さないという姿勢で対応する。

③いじめを許さない指導の充実

- ・いじめを許さない学校づくり
*一人ひとりの個性を大切に、「違って当たり前」という多様性（ダイバーシティ）の考え方を大切にするとともに、いろいろな人が共に生きていることを理解し、みんなで助け合っていく心を育む。
*「いじめられる側にも問題がある」「大人に話すことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」等の考えは誤りであること、些細な嫌がらせや意地悪であってもしつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは深刻な精神的危害になることを指導する。
- ・いじめやいじめ防止に関する授業の実施
*集会や道徳の時間、学級活動の授業などでいじめや感染症に対する偏見について考えさせる授業を全校で実施する。特に、道徳では、「思いやり」「生命尊重」「規範意識」等を主題とした内容を年6回実施する。
*情報モラル教育を充実させるとともに、保護者参加型の情報安全教室を5年生で年1回実施する。

④児童が主体的に行動しようとする意識や態度の育成

- ・代表委員会による取組
代表委員会から「いじめをしない・いじめをなくす」にはどうしたらよいかを各学級に働きかけ、各学級で話し合い、スローガンやポスターを作成する。
あいさつ運動期間、代表委員会の児童が率先して挨拶をし、学校全体での活動につなげる。
- ・児童がいじめ問題を自分のこととして考える心の育成
児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。

⑤保護者、地域、関係機関等との共通理解

- ・「鷺の杜小学校 いじめ防止基本方針」の理解促進と協力依頼
*年度当初に保護者や地域に「いじめ防止基本方針」を周知する。ホームページにものせる。
*年度当初、保護者へスクールカウンセラーを紹介し、教員以外にも相談できることを周知する。
*SNS 鷺の杜ルールやSNS 家庭ルールにより、SNS 利用によるトラブルに巻き込まれないようにする。
*様子が気になる児童について学童クラブや児童館との情報交換を密にする。
- ・「学校サポートチーム」との連携
「学校サポートチーム」…校長、副校長、保護者、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子ども家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員（スクールサポーター）等により構成

(2) いじめの早期発見

①児童の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知するための取組

- ・日常生活の変化に潜む課題を見逃さないために、「いじめ発見チェックシート」やあいさつふれあい月間「いじめ早期発見アンケート」を実施し、内容によっては、本人や友だち、学級等の様子を把握をするため担任による児童個人面談を実施する。
- ・スクールカウンセラーによる5年児童の全員面接を前期に実施するとともに、児童の希望により養護教諭や専科教員との面談も実施する。スクールカウンセラーと学年の児童との全員面接が必要

な時は、適宜、実施する。

- ・週番や日直による校内巡回を実施する。

②被害児童や周囲の児童からのいじめに関する情報の確実な受信をするための取組

- ・「ふれあい月間」（6・11月実施）の取組や区はいじめアンケート（年3回）でいじめ等の実態を把握し、分析・活用する。
- ・都教育委員会作成の「いじめ防止カード」を活用し、朝会や学級活動を通して、児童たちが日頃からいじめの早期発見に繋がるような行動を主体的にとれるように働きかける。

③「いじめ防止等対策委員会」によるいじめ発見の取組

- ・生活指導部と連携し、生活指導夕会（毎週金曜日）で児童の実態・配慮すべき事案について教職員全体で共有する。報告事案については、その後の経過についても共有する。
生活指導朝会后、早期対応の必要な案件については委員で協議し、対応について検討する。
- ・全教員による月1回の「いじめ発見チェックシート」を用いた児童の状況観察を行い、結果を集約、分析する。

④保護者・地域との連携

- ・代表委員会を中心にあいさつ運動を実施するとともに、日常のあいさつや地域活動を通して、保護者や地域と子どもとの関わりを大切にする。
- ・児童が日頃から、より多くの大人と関わることによりいじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、学校や地域の状況を踏まえながら児童に対して地域の取組等への参加を促す。

（3）いじめの早期対応

①「いじめ防止等対策委員会」を核とした対応

- ・いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のため対応方針を策定し学校全体で共有して取り組む。
- ・いじめを把握した場合には、「いじめ防止等対策委員会」を核として緊急会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害児童への支援、加害児童への指導、周囲の指導へのケアについて教職員の役割分担を明確化する。

②被害の児童・課外の児童・周囲の児童への取組

- ・状況を細かく把握し、授業中や休み時間を利用した複数教員による声かけやスクールカウンセラーと連携した被害児童やその保護者のケアを行う。
- ・加害児童を特定した上でいじめをやめさせ、再発防止のために「いじめ防止等対策委員会」が中心となって組織的・継続的に指導を徹底するとともに、必要に応じて保護者もいじめをやめさせるよう指導し、状況に応じてスクールカウンセラーとの連携の下加害児童の心のケアを行う。
- ・いじめを伝えた児童に対して、保護者とも連絡を密にし、教員同士の情報共有による見守りや積極的な声かけ等を通じて、安全を確保する取組を徹底する。
- ・東京都教育委員会作成の「いじめ防止カード」を活用し、児童がいじめを目にしたときには、加害の児童にいじめをやめるよう働きかけたり、被害の児童をいたわり励ます等の行動をとれるように朝会や学級活動等様々な機会を通して働きかける。

③中野区教育委員会・関係諸機関との連携

- ・早期に中野区教育委員会へ報告し、情報を共有する。
- ・暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待等が疑われる場合には、警察や子ども家庭支援センター、児童相談所等と情報を共有し、学校サポートチームの支援を受けながら対応策を協議する。

④保護者・地域との連携

- ・いじめの解決のために家庭でいじめについて話し合うことが効果的である場合には、早期対応の一環としていじめ対策保護者会を開催し、保護者に対し積極的に情報を提供するとともに保護者との連携、協力関係を構築する。
- ・鷺の杜サポートの会と連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- ・地域人材を活用した登下校時の見守り等を実施する。

（4）いじめの重大事態への対応

①被害の児童の保護・ケア

- ・被害児童の自殺等の最悪のケースを回避するため、複数教員が間断なく見守り、被害児童の情報共有を朝夕2回行うとともに、被害児童が帰宅した後も教員が保護者に連絡し、様子を確認する。
 - ・スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通して、福祉専門的な観点から被害児童の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため保護者と緊密に連携して、被害児童とその

家庭を支援する。

- ・スクールカウンセラーと連携して授業観察等を行うとともに、保護者の面談を行う。
- ・いじめが原因で不登校になっている被害児童をフリーステップルームに通級させるほか、被害児童の状況に応じて保健室登校等を実施するなど緊急避難措置を執る。

②加害の児童への働きかけ

- ・被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童について、被害児童が使用する教室以外の場所での学習を実施する。
- ・加害児童への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害児童の周囲の児童の学習が妨げられる場合には、校長により加害児童及び保護者に対して厳重注意を行い、それでも改善が見られないときには出席停止を実施する。
- ・被害児童に対する暴行や金銭強要等の犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害児童を守るとともに周囲の児童に被害が拡大使用にすため、速やかに警察に通報する。
- ・加害行為の背景には、加害児童が過去に深刻ないじめを受けた時の心の傷や保護者が子育てに悩みを抱えている場合があるため、スクールカウンセラーや子ども家庭支援センターを連携してケアに当たる。

③中野区教育委員会・関係諸機関との連携

- ・重大事態の発生等について、中野区教育委員会に速やかに報告し委員会と一体となって対応する。
- ・深刻ないじめの一原因として、被害児童や加害児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、子ども家庭支援センター・児童相談所に速やかに通報する。
- ・児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーや巡回相談員の専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに鷺宮すこやか福祉センターや医療機関に相談し対応する。
- ・重大事態の発生時には、東京都教育相談センターに設置している弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門家から構成される「いじめ等の問題解決支援チーム」に速やかに相談する。

④保護者・地域との連携

- ・中野区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応等について説明する。
- ・鷺の杜サポートの会と連携し、必要に応じて協力を依頼する。
- ・重大事態においては間断なく児童を見守る必要があるため、民生・児童委員等の地域人材と連携し地域での児童の見守り、巡回を依頼する。

5 検証及び改善

「いじめ発見チェックシート」やあいさつふれあい月間「いじめ早期発見アンケート」等の結果を集約しいじめ防止等対策委員会で分析・改善策を検討する。その結果を全教職員で共有し改善を図る。

いじめ早期発見のためのチェックシート		年 組 【 月 】
時系列	項目	氏 名(児童生徒)
登校から朝の会	1 遅刻・欠席・早退などが増えた。	
	2 朝の健康観察の返事に元気がない。	
	3 教室に入らず、保健室などで過ごす時間が増えた。	
教科等の時間	4 学習意欲が低下したり、忘れ物が増えたりしている。	
	5 授業での発言を冷やかされたり、無視されたりする。	
	6 グループにすどときに、机を離されたり避けられたりする。	
	7 休み時間に一人で過ごすことが増えた。	
休み時間	8 遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣う。	
	9 遊び仲間が変わった。	
	10 給食のおかずの意図的な配り忘れや不平等な配膳をされる。	
昼食時間 清掃時間	11 重い物や汚れたものを持たされることが多い。	
	12 清掃時間に一人だけ離れて掃除をしている。	
帰りの会 から下校	13 責任を押しつけられたり追及されたりすることが多い。	
	14 帰りの会終了後、用事がないのに下校しようとする。	
クラブ活動	15 練習の準備や後片付けを一人でしていることが多い。	
	16 急にクラブを変わりたいと言いつ。	
	17 グループ分けなどでなかなか所属が決まらない。	
学校生活全般	18 本意でない係や委員にむりやり選出される。	
	19 衣服の汚れや擦り傷等が見られる。	
	20 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きをされる。	
	21 持ち物がなくなったり壊されたりすることがある。	